

令和2年8月12日

公益社団法人日本ビリヤード協会 殿

神奈川県ビリヤード協会

貴協会令和2年7月31日作成の回答書に関する再質問書

先日は、ご回答いただき誠にありがとうございました。

さて、今回は御協会の正式な回答としてお送り頂きました内容およびその関連事項につきまして、重ねて質問をさせていただきますので、お手数とは存じますが書面にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら本再質問書に対する回答は3週間後の9月1日までにお願い致します。

相当の事由により当該期限内に、回答が困難な場合には当該遅延につき「相当な事由」及び「回答可能期限」をご連絡ください。

何らの対応をなさらない場合には、当協会としても他の手段を講じる事となりますのでご承知おきください。

それでは、下記の事項につき再質問させていただきます。

貴協会回答書の順に再質問をさせていただきます。貴協会の回答を黒、当協会の質問を青で記載しております。

(1) NBA 関東支部の実態と関東キャロム会議に対する認識

NBA 関東支部キャロム運営組織の実態性および実効性について公益社団法人日本ビリヤード協会は承認している。

「実態性」及び「実効性」という語彙につき釈明願います。

そもそも、公益社団法人が下部加盟団体の承認について、その一部につき承認するという事はありませんので「の実態性および実効性について」を削除してよろしいでしょうか？

つまり当協会では「NBA 関東支部キャロム運営組織について公益社団法人日本ビリヤード協会は承認している。」と解釈しており、この立場で質問を続けさせていただきます。

- ① 公益社団法人日本ビリヤード協会が承認しているということであれば、
  - i 「NBA 関東支部」の運営組織の概略と役員構成、運営規則（定款等規程類）をお示しください。これらが不明のままでは何を承認しているのかが不明なのでお願いします。
  - ii 次に貴協会の所属下部加盟団体の加入につき、その「承認」はどのような手続きを経て行われるのかをご回答願います。

関東キャロム会議を当協会加盟の公認団体として認可する手続きをとった経緯はないが、NBA 関東支部の有識者団体としての機能を有する団体であると認識している。

前段、貴協会と当協会との見解は同じです。

後段、「有識者団体としての機能を有する団体である」との記載につきお尋ねします。

① 上記のように団体としてその活動を評価され、認識しているのであれば、是非とも構成員及びその代表者がどのように選任されたのかをお示しください。（「認識があるが内容不明である団体に発言権を与えている事実が理解できないということになる」ので「不知」回答はお避けください、質問が堂々巡りとなってしまいますのでご注意ください。）

② ①をお示しの上、非公認団体が貴協会支部として主催する公益事業である競技会の開催に関与する事について、その正当性をお示しください。

## (2) 関東キャロム会議議長名の通知の有効性について

関東キャロム会議議長名発文書が NBA に於ける正式文書として効力を有するものではないが、(1)で述べた NBA 関東支部キャロム運営組織内に於ける有識者団体の意見として当該組織が認めているのであれば、当該組織による貴協会への通知としての効力を有すると認識している。

「(1)で述べた NBA 関東支部キャロム運営組織内に於ける有識者団体」という回答であれば「NBA 関東支部キャロム運営組織」の役員等機関およびその選任方法等の団体統治にかかる定款又は規定類をお示しください。

その上で、当該有識者の選定方法等や有効性を改めてご質問させていただきます。

(3) NBA 関東支部の過去 7 か年分の事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書、役員名簿、総会議事録の開示について  
開示いたしません。

(4)に対する質問に含めます。

(4) (3)の開示ができない場合の理由について

過去 7 か年分の事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書、役員名簿、総会議事録が存在しないため。

「存在しないため」とは、どういう事でしょうか？（作成されていないのか？保存されていないのか？いずれにしても団体事務の懈怠です。）

公益社団法人が承認している所属下部組織である団体が、「作成」および「保存」をしていない事実について、公益社団法人としての見解および今後の対応についてお示しください。